

平成25年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

平成25年5月22日

平成25年5月22日(水)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
日程第8 報告第4号 軽微な農地改良の届出について
日程第9 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は38名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	菅澤安夫
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉

32番	栗林利男	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	36番	本宮敏雄
37番	宮負厚美	38番	菱木重雄
39番	小倉新一	40番	多田晃一
41番	大須賀常政	43番	小林一男

1. 欠席委員5名、その氏名は下記のとおり

14番	埴武久	18番	高木甚一
27番	飯森茂	33番	菅谷晃
42番	三橋和男		

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜澤清明	管理班長	篠塚和広
農地班長	高橋重正	主査	林光夫
主査	伊藤健	主任主事	小川敦弘

開会 午後 3時01分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、38名です。

欠席委員は14番 埜 武久委員、18番 高木甚一委員、27番 飯森 茂委員、33番 菅谷 晁委員、42番 三橋和男委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、平成25年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、9番 宮増伸彦委員、32番 栗林利男委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 これより議題に入ります。

日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号2番、譲受人は、父親より使用貸借権の設定を受けるものです。

整理番号3番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号4番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号5番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

以上の1番から5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から許可要件の農地すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可申請審査基準第1号から第7号により不許可の項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 去る、5月15日水曜日午後1時30分より市役所4階会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条案件は5件であります。案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、議席番号3番 内山委員。

3番内山委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自作地に近い申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は高齢であります但息子夫婦が主に農作業に従事しており、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

なお、譲受人、譲渡人、二人の関係は兄弟でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、2番、3番の2件について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親子間による農地の使用貸借権設定であります。

譲受人は、現在、経営移譲年金を受給中ですが、受給以前に貸付していた農地の返還を受けたため、今回、後継者と使用貸借権の設定をするもので、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、申請地を譲り受けるものであります。

なお、申請地は以前より譲受人が小作地として借り受けて耕作していたものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、4番、5番の2件について、40番 多田委員。

40番多田委員 4番について、ご説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を譲り受けるものであります。

譲受人は、自作地及び借受地を合わせて、約10町歩位は耕作しております。水稻の大きな生産農家でございます。今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

次に、5番を説明します。

片方は、お爺さん、年をとりましてできなくなったということで、〇〇さんが元々耕作をしておりましたもので、そういう関係でございます。

取得要件を満たしておると思いますので、審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、2番、3番、4番、5番は、関連案件であります。

転用を伴う賃借権の設定で、砂利採取及び搬出路用地の一時転用とのことであります。

譲受人は、砂利採取事業による期間延長に伴う計画変更であり、用途は砂利採取及び搬出路並びに事業区域用地で最終計画による山砂採取の拡張による期間延長とのことであり、砂利採取計画変更認可も同時進行中とのことで、他法令についてもクリアされておりますので問題はないと思います。

整理番号6番、議案第3号整理番号8番と関連案件です。

転用を伴う使用貸借権設定で、豚舎用地とのことであります。

譲渡人は、平成20年1月17日付、千葉県香振指令第5号-133で豚舎用地として、農地法第5条の許可を得ましたが、事業計画上実施にはいたりませんでした。

譲受人は、申請地の法面を平らにし豚舎用地とするとのことであります。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更に係る要件を満たしていると考えます。

整理番号7番、整理番号8番と関連案件です。

転用を伴う使用貸借権設定で搬出路用地の一時転用とのことであります。

譲受人は、砂利採取事業による期間延長に伴う計画変更であり、最終計画による山砂採取の期間延長とのことであり、砂利採取計画変更認可も同時申請中とのことで、他法令についてもクリアされておりますので問題はないと思われまます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は8件であります。

整理番号1番から8番については、現地調査を行いました。審査結果について、ご報告いたします。

整理番号1番から5番、山砂採取計画事業が拡大することによる期間延長の計画変更であり、農地に影響も見られないことから問題はないとの意見でありました。

整理番号6番、豚舎建設による計画変更であり、盛土する高さがそれこそ20メートルほどありますが、地元説明会も開催されていることと、農地にも影響は見られないことから問題はないとの意見でありました。

整理番号7番と8番、山砂採取計画の事業が記載していることによる搬出路の期間延長による計画変更であり、農地には影響は見られないということから問題ないという意見がありました。

したがって、議案第2号については、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細については、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番ないし5番の5件について、1番 伊藤委員。

1 番伊藤委員 整理番号 1 から 5 は関連案件であるため一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

平成 10 年から継続している山砂採取事業で事業継続に伴う期間延長です。周辺農地への被害は見受けられず、各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6 番について、21 番 林委員。

2 1 番林委員 この案件は、議案第 3 号整理番号 8 と関連案件です。

申請地は、以前より豚舎用地として許可を受け、事業計画地内の法面となっているところを今回の申請により、もっと土を出して平らにして有効利用したいとのことでした。

各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7 番、8 番の 2 件について、40 番 多田委員。

4 0 番多田委員 整理番号 7 番、8 番は関連案件であるため一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

平成 22 年から継続している山砂採取事業で事業継続に伴う期間延長ですので、周辺農地への被害は見当たらず、地元人とは結構うまくやっております。各書類・計画とも適切であることから、この申請は妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在アパートに住んでいますが子供の成長に伴い手狭なため実家の近接地へ住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で、駐車場用地とのことであります。

譲受人は自動車修理工場を営んでおり、申請地は隣接地で事業を行うために最適な場所であるため駐車場とするものであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で、専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在親と同居していますが子供の成長に伴い手狭なため、実家の隣接地へ住宅を建築するものです。

申請地は、第1種農地であります。平成24年11月8日付で、農用地区域の指定解除を受けております。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で、進入路用地とのことであります。

譲受人は、以前より自宅への進入路として借用していた申請地を取得するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号5番、6番、7番、8番、9番、10番、関連案件であります。

転用を伴う所有権移転及び使用貸借権で、豚舎用地とのことでもあります。

申請地は、農業振興地域内、農業用地域内の農地ではありますが農地法施行令第18条1項1号の「農地または採草放牧地の転用のための権利移転の不許可の例外」に適用するものであります。また、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条1項4号「農業振興地域整備計画にかかわる軽微な変更」に該当するものであります。

譲受人は、申請地が遊休農地となっているため埋立をし、農業用施設である豚舎7棟を建設するものであります。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題はないものと考えます。

整理番号11番、転用を伴う所有権移転で、墓地用地とのことでもあります。

申請地は、都市計画用途区域内の第3種農地であります。現在の墓地の形状が一部不整形であり区画数増加に伴い取得し整理するものであります。

地元〇〇〇〇土地改良区の同意も得ており、資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題はないと考えます。

整理番号12番、転用を伴う所有権移転で、進入路用地とのことでもあります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。現在の進入路、赤道ですけれども、建築基準法上の接道要件には満たないため、新たに進入路として敷設するものです。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号13番、14番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で、専用住宅兼事務所用地及び進入路用地とのことでもあります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

譲受人は、会社の役員で現在の自宅兼事務所の建物では不便なため新たに建築するものであります。

また、進入路用地は、この自宅兼事務所へ入るため取得するものであります。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号15番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅及び倉庫用地とのことでもあります。

譲受人は、現在アパートに住んでいますが子供の成長に伴い手狭なため実家の近接地へ住宅を建築するものです。

申請地は、第1種農地であります。平成25年4月17日付で、農用地区域の指定解除を受けております。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題はないものと考えます。

整理番号16番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、都市計画用途区域内の第3種農地であります。

譲受人は、親と同居していたが現在の建物が老朽化のため、現在の建物の隣へ新たに住宅を建築するものです。資金計画・造成計画についても妥当であり特に問題はないものと考えます。

以上のことから、1番から16番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご検討をお願いします。

議長 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、ご説明します。

提出されました農地法第5条の案件は16件でありました。

このうち整理番号5番から10番については、現地調査を行っております。

審査結果について、報告をいたします。

整理番号5番から10番については、実効性に問題はないとの意見がありました。

また、ほかの案件についても転用許可要件を満たしているものと考えられ許可相当の意見を附し進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細については、担当農業委員よりお願いします。

議長 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 現在アパート住まいをしている譲受人が、子供の成長に伴い手狭になったため、実家の近隣に位置する申請地を親より借受け建築するものです。

用水は上水道、汚水雑排水につきましては、小型合併浄化槽から既設側溝へ放流とのことであります。

また、隣接農地は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 長 次に、2番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 現在隣接地に自動車修理業を営んでいる譲受人が、申請地は隣接地にあり利便性が良いため事業の拡大に伴い申請地を駐車場とするものです。

雨水は自然浸透とのことです。

また、以前より使用していたとのことで、隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 申請地は平成24年11月8日付で農振除外の許可を受けたものでありまして、現在、親と同居している譲受人が、子供の成長に伴い手狭になったため、実家の隣接に位置する申請地を親より譲受け住宅を建築するものです。

用水につきましては井戸、汚水雑排水については合併浄化槽で処理後、宅地内処理することとあります。

また、申請地の一部にカーポートを建築しているため始末書の添付があります。隣接農地所有者への説明もなされ、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 場所の説明ですけれども、〇〇〇〇から〇〇へ向かって左側へ進んで〇〇〇〇方面へ向かった途中に〇〇〇〇の跡地の反対側というか、左側です。ここに譲受人の住宅が申請地の奥にあり以前より申請地を進入路として借用しております。今般先々のことを考えて進入路として購入することとなったとのことでございます。

雨水は自然浸透とのことで、以前より進入路として使用していたため始末書の添付があり、隣接農地所有者への説明もなされ、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番ないし10番の6件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号5から10は関連案件であるため一括して、説明を申し上げます。

申請地は、以前より耕作放棄地となっている農地でありまして、埋立整地後、豚舎として有効活用するとのことです。

申請地の一部が農振農用地のため軽微な変更の手続きが行われ、農業施設用地となっております。

ります。

豚舎で発生する糞尿の処理は堆肥舎にて発酵させ畑農家への供給を予定しているとのこと
です。汚水雑排水の発生はないとのことであります。

農地造成においても法面勾配は安定勾配で施工し、柵を設置しまして土砂の流出を防ぐ。

地元区での説明会が開催されて、反対意見もありませんでした。隣接農用地所有者と説明
もきちんとなされておりますし、書類・事業計画とも適切であると思われることから、この
申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 次に、11 番について、23 番 栗田委員。

23 番栗田委員 申請書類及び現地調査等を行った結果、本申請は墓地増設計画申請でござい
ます。

申請地は、住宅地域内にあり地目は田んぼ、現況畑で既存墓地に隣接している第3種農地
でございます。

申請内容、工事計画、資金計画とも明確であり、地元土地改良区の同意もあることから、
この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 次に、12 番について、25 番 大坂委員。

25 番大坂委員 譲受人の自宅は申請地の奥に住宅を建築する計画があり、赤道には接してい
るが建築基準法の接道要件には満たないため進入路を敷接するとのこと。

雨水は自然浸透とのことで、隣接農地は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画・造成
計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 次に13番、14番の2件について、33番 菅谷委員であります。本日欠席のため、
事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 整理番号13番から14番は関連案件であるため一括して、その朗読をさせていた
だきます。

譲受人は会社の役員をしており経理や会議等は自宅の事務所を利用しているとのこと
けれども、現在の住まいが近隣に堆肥舎があり、窓も開けられない環境で困っていたとい
うことで、新たに住宅兼事務所を建築するとのこと。

用水は水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後既設の側溝へ放流するという事です。

また、隣接農地は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、15番について、37番 宮負委員。

37番宮負委員 申請地は、平成25年5月7日付けで農振除外となった場所で、譲受人が結婚を機に独立するため、親より借受け住宅を建築するものです。

また、申請地近隣に親が営む鉄工所があり、そこで勤務しており、鉄工所の敷地が狭いため、倉庫を建築するとのことであります。

用水は上水道、汚水雑排水については合併浄化槽から既設側溝へ放流とのことであります。

また、隣接農地は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、16番について、42番 三橋委員であります。本日欠席のため、事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 整理番号16番について、意見書の朗読をさせていただきます。

譲受人は以前隣接地にある住居に親と同居していましたが、老朽化により、リフォームを考えましたが多額の費用が必要ということで、新たに住宅を建築するとのこと。現在の住宅ですけれども、両親がそのまま使用するという事です。

用水は上水道、汚水雑排水については下水道へ放流とのことあります。

また、隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第2次農用地利用集積計画、整理番号1番から67番までの設定であります。ページ数は14ページから46ページであります。

賃借権の設定、新規60件、188,313.16㎡、そのうち田が173,323.16㎡、畑が14,990㎡であります。

賃借権の再設定、4件、9,726㎡、これは全部田であります。

所有権移転、3件、5,909㎡、これも田であります。

以上、67件の第2次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議お願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は3件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は16件であります。

報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は1件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成25年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は1件であります。

以上でございます。よろしく、お願いいたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時44分